

業務及び財産の状況に関する説明書類

第14期 2023年7月1日から2024年6月30日まで

2024年8月30日作成（公衆縦覧の開始日）	
監査法人名	清陽監査法人
所在地	東京都港区西新橋1-22-10 西新橋アネックスビル2階
代表者	中市 俊也

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

- ①財務書類の監査又は証明の業務
- ②財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務

(2) 監査法人の沿革

昭和50年	11月	公認会計士桜友共同事務所を設立
平成23年	2月	公認会計士桜友共同事務所を母体として清陽監査法人設立
平成28年	7月	九段監査法人と合併
平成30年	12月	Baker Tilly Internationalに加盟

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当監査法人は、無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当監査法人は、金融商品取引法監査、会社法監査等の法定監査のほか任意監査を含めて幅広く監査業務を提供しております。監査証明業務に係る申請日時点の監査契約先は82社であります。また、非監査証明業務は合意された手続等を提供しています。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

2024年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	16 社	16 社
②金商法監査	—	—
③会社法監査	24	6
④学校法人監査	4	—
⑤労働組合監査	5	—
⑥その他の法定監査	13	—
⑦その他の任意監査	20	—
計	82 社	22 社

(4) 非監査証明業務の状況

区 分	対象会社数
大会社等	1 社
その他の会社等	11 社
その他	－ 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当監査法人は、会計プロフェッションの倫理の実践を通じて、公正な社会の実現と資本市場の発展に貢献することを経営の基本方針とし、それを実現するため、以下の行動規範及び行動指針を定めています。

〈行動規範〉

- 1 高品質の監査・会計サービスを提供し、財務情報の信頼性の確保に貢献します
- 2 職業的専門家としての基準や法令等を遵守するとともに、組織的な品質管理システムの構築に努めます
- 3 高度な専門知識と能力、高い倫理観の保持を追求します
- 4 クライアントのニーズに応えるため、クライアントとのコミュニケーションを重視します

〈行動指針〉

- ・ 高度な専門知識と経験、高い倫理観や人格が求められることを認識し、自己研鑽に努めます
- ・ 倫理、独立性、情報セキュリティに関連する規則を遵守します
- ・ ITの利用やサステナビリティ開示などへの対応に取組みます
- ・ 監査上の課題は、クライアントとの適切なコミュニケーションに基づいて判断します
- ・ 個々の人格を尊重し、互いの人間的成長を目指します
- ・ ハラスメントの無い明るい事務所風土を築きます

② 経営管理に関する措置

経営管理に関する重要な事項は、全社員で構成する社員会において、法令・定款等に定められた事項を決定し、機動的な組織運営のために必要な事項に関しては、社員の中から社員会で選任した理事によって構成される理事会が決定しています。

なお、社員会は年一回、理事会は月次で開催し、いずれの会議体も必要に応じて、随時開催しています。

また、理事会には、社員会で選任された経営評価・監督委員が出席し、公正性の観点から法人全体の組織運営に関し、独立した立場から、その実効性を監督・評価していただき、外部の知見を活用しています。

③ 法令遵守に関する措置

法令遵守に関しては、特に配慮するため、行動規範に掲げるとともに、適切な内部規程を定め、全構成員に周知徹底しています。

④その他

特にありません。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

①業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保（独立性の保持のための方針の策定）

ア．職業倫理

当監査法人は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動についての職業倫理の遵守に関する方針及び手続を、経営の基本方針及び内部規程に定め、その周知徹底を図っています。

イ．独立性

当監査法人は、監査事務所及び全構成員の独立性について、厳格な方針と手続を定め、倫理規則等で定める独立性の規程を遵守していることを確認するため、毎年一定時期並びに必要となる場合には随時に独立性に関する調査を実施し、その遵守の状況を確認しています。

ウ．業務執行社員等のローテーション

業務執行社員（業務執行社員と同程度以上に実質的に関与している補助者を含む）及び審査担当社員のローテーションの方針及び手続については、次のように定めています。

- ・大会社等の監査業務については、日本公認会計士協会の倫理規則で定める7年間のローテーションと2年間（筆頭業務執行社員は5年間）のインターバルを義務付ける
- ・社会的影響が特に高い会社の監査業務については、監査補助者から連続して業務執行社員に就任する場合において関与期間の合計が10年を越える場合には、阻害要因が高いものとして取扱う
- ・大会社等以外の監査業務については、監査業務の目的や内容及び業務執行社員が同一の監査業務に従事している期間等を考慮し、独立性の脅威について適切な措置を講じる必要があるかどうかを検討する

②業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスクを低減させるため、新規の締結及び更新にあたり、チェックリストを用いてリスク評価を行うとともに、当監査法人の定める審査基準に基づいた審査を実施しています。

リスク評価にあたっては、会社との独立性、会社の財政状態及び経営成績、経営者の意図的な財務諸表の虚偽表示の可能性を含めた経営者の誠実性及びガバナンス構造、内部統制、資金調達、ビジネス上の課題、報酬、当監査法人の監査実施体制、過去の監査結果等を総合的に検討し、その評価結果をもとに当監査法人の規程に基づく承認手続を経て、契約の新規の受嘱及び更新の可否を決定しています。

③業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア．社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、代表社員・社員の別及び各等級によって区分される報酬額表による基本報酬額に、役職手当等を加算し、評価結果を加味して、監査事務所の最高責任者である理事長が決定しています。

なお、基本報酬の報酬額表は、理事会で決定しており、また、役職手当等についての方針は、理事長、副理事長及び社員報酬担当理事の協議に基づき決定しています。

イ．社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

当監査法人は、全構成員の倫理観の醸成、情報セキュリティ意識の向上のための研修のほか、専門要員に対しては必要知識の習得、専門家としての能力開発・向上、また、不正リスクへの意識徹底を図るため、日本公認会計士協会のCPD制度の履修義務に、不正事例研修については年間必須単位を加重し、さらに、監査の品質を高めるために有用な講座受

講の推奨を行っています。研修受講の管理は、研修に関する方針及び手続を規定として定め、周知徹底しています。

ウ. その他

特にありません。

④業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問い合わせ

当監査法人は、専門的な見解の問い合わせに係る方針及び手続を規定として定め、専門的な見解の問い合わせを実施する先として適切な資質と経験を有するかについて評価を行い、監査事務所の状況を踏まえて、問い合わせ先を選定しています。また、専門的な見解の問い合わせの実施が必要となる具体的な事案を定め、周知徹底しています。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を規定として定め、監査チームと審査担当者との間で監査上の判断の相違が生じた場合には、特別審査会で協議し、監査上の判断の相違を解決することとしています。

ウ. 監査証明業務に係る審査

当監査法人は、全ての監査業務について審査担当社員を選任し、監査計画から監査意見形成までの監査手続全般を対象とした審査を実施しています。なお、業務執行社員の判断に一定の重要性があると認められる場合には、当該事項の重要性やリスクの程度に応じて、特別審査会の合議制による審査も併せて行っています。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人は、全ての公認会計士法上の大会社等の監査業務に、電子監査調書システム（CaseWare）を導入し、また、その他の法定監査及び任意監査業務については、監査チームの判断で、任意で導入することとしています。

電子監査調書システムを導入した監査業務においては、監査ファイルの最終的な整理の過程で、アーカイブを実施し、その解除をシステム担当者に限定しています。

また、全ての紙面調書については、監査ファイルの最終的な整理の完了後、品質管理本部が施錠管理する書庫に保管、あるいは、品質管理本部が管理する外部委託倉庫に保管し、監査チームがアクセスできない状態にしています。

オ. その他

特にありません。

⑤業務の品質の管理の監視に関する措置

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高く適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、モニタリング及び改善プロセスに関する方針及び手続を定めています。

モニタリング活動は、日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動によって構成されています。

日常的モニタリング活動は、品質管理本部長が、月次で開催される品質管理会議において、各部署に割り当てられた品質管理活動の実施状況報告や意見交換を通じて確かめるほか、必要に応じて随時、業務執行社員、審査担当者、あるいは各部署等に対する質問や関連資料の閲覧などの方法により実施しています。

定期的なモニタリング活動は、毎年定期的実施しており、選定された業務について、定期的な検証担当者が検証を行います。定期的な検証は循環的に実施し、一つの検証サイクル（3年）の中で一人の業務執行社員に対して少なくとも一つの監査業務を検証の対象

としています。

モニタリング活動の結果は、品質管理本部長が取り纏めた後、少なくとも年に一度、必要な場合には適時に、理事会に報告することとしています。モニタリング活動における発見事項については、品質管理システムに不備が存在するかどうか、存在する場合には不備の程度を評価するとともに根本原因を調査し、適時適切な改善活動を行います。

⑥業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当監査法人は、監査の品質管理規程等において、品質管理に関する責任を、各部署責任者に割り当て、責任の所在を明確にしています。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人は、特定社員制度は採用していないため、該当ありません。

(4) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項（品質管理レビュー））を受けた年月

2022年3月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当監査法人において最終的な品質管理責任を負っている理事長が、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しています。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第 24条の 4 又は第 34 条の 34 の 13 に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当なし

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当なし

(3) 当該業務上の提携の内容

該当なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

Baker Tilly International（英国ロンドン）

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

2018年12月21日

(3) 当該業務上の提携の内容

- ・ 監査の手法・品質管理に係る研修・情報交換
- ・ グローバルレビューの実施

- ・ ロゴの使用
- ・ 監査業務等の紹介

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

当監査法人は、Baker Tilly Internationalとメンバーシップ契約を締結し、独立したメンバーファームとして活動しています。

各メンバーは契約の範囲内で「bakertilly」のロゴの使用ができ、メンバー間では業務の紹介を相互に行ったり、世界会議、アジア会議等へ出席し、品質管理に係る研修を受講したり、各国メンバーと情報交換をしたりすることができます。また、必要に応じて Baker Tilly International本部は各メンバーの品質管理レビューを実施します。加えて、各メンバーは契約・規則の準拠、会費の支払等の義務があります。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
17人	—	17人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

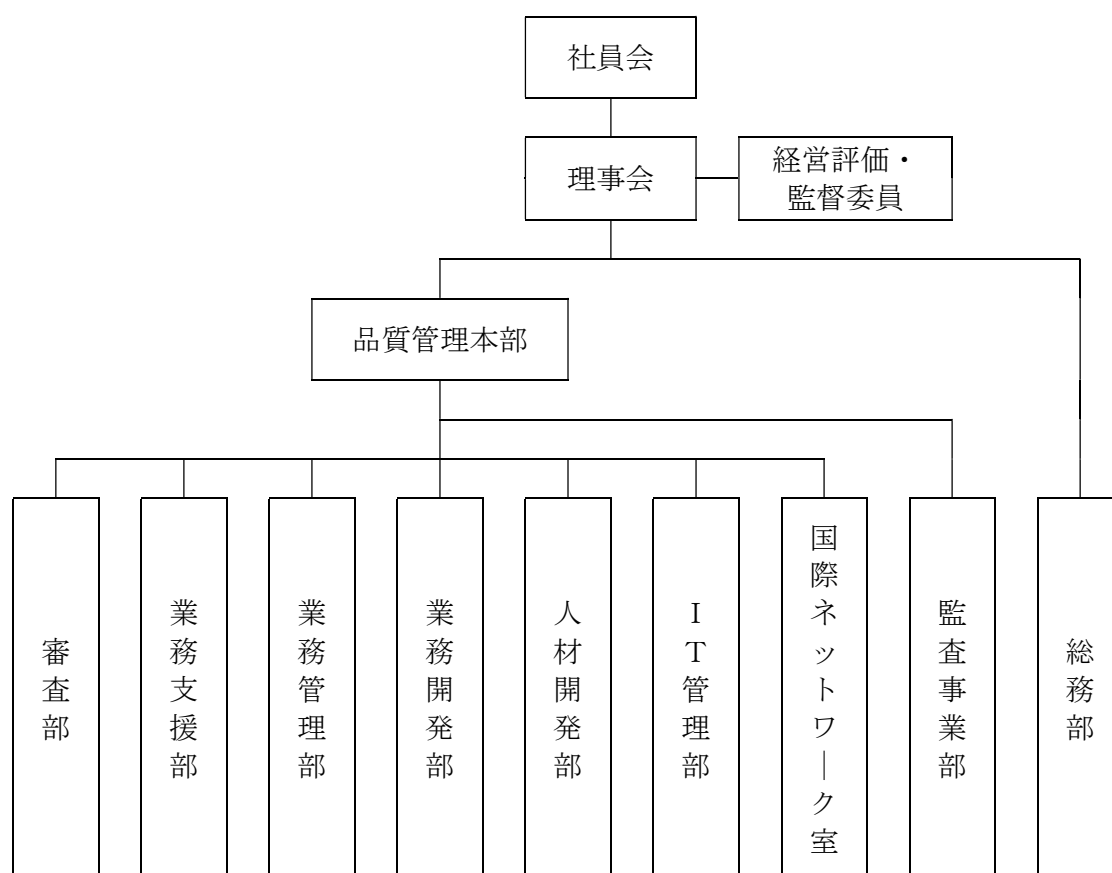
合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
理事会	経営に関する重要事項の決定又は承認	7人	—人	7人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 清陽監査法人	港区西新橋1-22-10 西新橋アネックスビル2階	17人	—	17人	49人
(従) 該当ありません。					

四. 監査法人の組織の概要

(2024年6月30日現在)



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第13期 2022年7月1日 ～2023年6月30日	第14期 2023年7月1日 ～2024年6月30日
売上高		
監査証明業務	858,645	817,466
非監査証明業務	33,213	25,646
合計	891,859	843,113

2. 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人のため添付していません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人のため添付していません。

4. 供託金等の額

無限責任監査法人のため記載していません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人のため記載していません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

新光商事株式会社	株式会社ETSホールディングス
株式会社丸運	森ビル株式会社
あすか製菓ホールディングス株式会社	森ビルゴルフリゾート株式会社
エムティージェネックス株式会社	鈴江コーポレーション株式会社
株式会社タカチホ	財形住宅金融株式会社
株式会社朝日工業社	株式会社森トラスト・ホールディングス
株式会社パシフィックネット	森トラスト株式会社
大東港運株式会社	ツネイシホールディングス株式会社
天昇電気工業株式会社	常石造船株式会社
株式会社構造計画研究所	国際興業ホールディングス株式会社
リリカラ株式会社	六本木ヒルズ・フィナンシャルコーポレーション株式会社

以 上